

- 巨大海底地震・津波への対応については、南海トラフの巨大地震の想定震源域（紀伊半島沖）に敷設した地震・津波観測監視システム（DONET1）を運用するとともに、同震源域（紀伊水道沖）にもより広範囲に同システム（DONET2）を構築するため、基幹ケーブルの敷設を完了するとともに、一部観測機器の設置を行いました。また、日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の整備に向けて、千葉県房総沖に続いて、青森県沖、岩手県沖、宮城県北部沖で海底ケーブルと海底地震津波計の敷設を行いました。（文科省、国交省）
- 船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報（JMH）等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。（国交省）
- 気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報の運用を平成 25 年 3 月から行っています。（国交省）

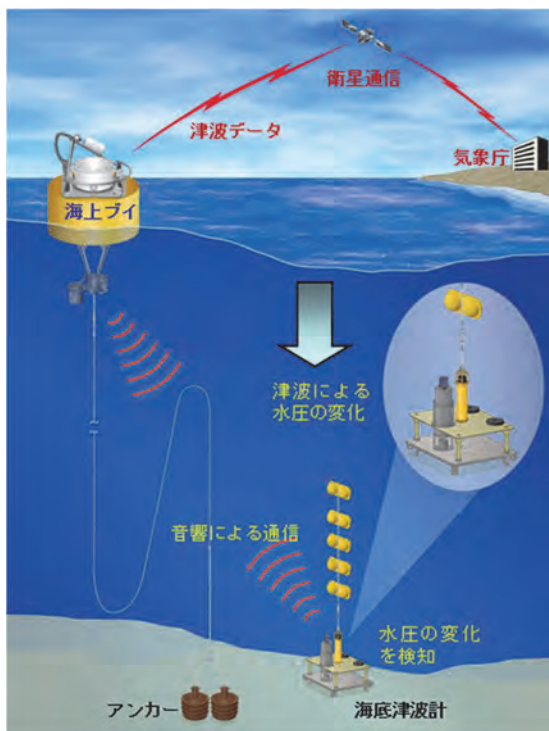
## 6 海洋調査の推進

### (1) 総合的な海洋調査の推進

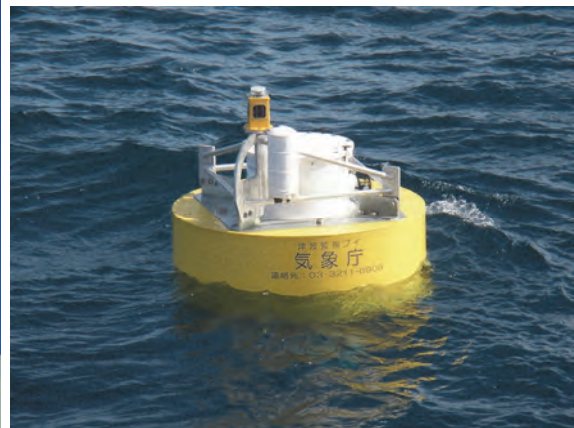
- 政府関係機関や研究機関では、海洋権益の保全、地震・津波防災対策、海底資源開発、水産資源管理、地球温暖化対策等に資する次のような海洋調査を実施しています。海洋調査の実施や結果の活用にあたっては、各機関の連携・協力が進められています。（内閣官房、文科省、農水省、経産省、国交省）
  - ・ 内閣官房では、政府関係機関による海洋調査がさらに効果的・効率的に実施できるよう、調査計画情報の共有化を図るとともに、連携策の調整を行うなど、海洋調査の推進を図っています。（内閣官房）
  - ・ 水産庁では、国立研究開発法人水産総合研究センター及び都道府県水産試験研究機関等の連携した調査船運航により、我が国周辺水域や外洋域において、水産資源の資源変動や分布回遊に影響を与える海洋環境等の調査を実施しています。また、水産庁に所属する漁業調査船により、北太平洋公海域等での水産資源や生態系の調査等も実施しています。（農水省）
  - ・ 気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震の震源域周辺に、ブイ式海底津

波計を 3 台設置しており、これにより、当該海域付近で発生した津波の場合、地震発生後 10 分程度で検知可能となっています。ブイ式海底津波計の観測データは、「沖合の津波観測に関する情報」で発表し、津波警報の更新に活用しています。(国交省)

- また、北西太平洋海域において高精度・高密度な海洋観測を実施しています。昭和 59 年以降の水素イオン濃度指数 (pH) の観測結果の解析を行ったところ、観測を行っている東経 137 度、北緯 3 度～34 度のすべての緯度帯において pH が年々低下し、「海洋酸性化」が進行していることがわかりました。(国交省)



ブイ式海底津波計の機器概要



ブイ式海底津波計

- 海上保安庁では、測量船と自律型潜水調査機器 (AUV) を用いた海底地形調査によって、鹿児島県奄美大島北西海域にある海底火山において、熱水・ガスが噴出している火口状の凹型の詳細な地形を捉えました。(第 1 部 2 参照) また、船舶の津波避難計画の策定等に役立てるため、港湾において予測される津波の挙動を示した津波防災情報図を遠州灘・紀伊半島沖・豊後水道・高知沖の 25 箇所において整備しました。平成 25 年 11 月には西之島付近で新島を確認して以来、火山活動状況の監視・観測を継続しています。(第 1 部 10 参照) (国交省)
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構では、「なつしま」、「かいよう」、「よこすか」、「かいらい」、「みらい」、「白鳳丸」、「新青丸」及び「ちきゅう」といった船舶、潜水調査船「しんかい 6500」の他、「うらしま」、「ハイパードルフィン」、「かいこう 7000-II」などの探査機を活用して海洋調査を進めています。平成 26 年度は、海洋

生態メカニズムの調査、海溝型地震・巨大津波の実態解明に向けた地質・地球物理研究調査、北極海における気候変動の調査、海洋資源の成因に関する科学的調査等を実施しました。(文科省)

- 我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効率的かつ効果的に実施するため、油分、重金属等の陸上・海上起因の汚染物質の海洋環境におけるバックグラウンド数値の経年変化の把握に取り組みました。(国交省)
- 海難事故の発生した際の巡視船や航空機による捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、データを管理するシステムの強化、予測モデルの改良等による漂流予測手法の改善を進めました。(国交省)

## (2) 海洋に関する情報の一元的管理及び公開

- 海洋調査データの収集・管理・公開に関し、利用者の利便性の向上を図るため、海洋調査データの収集・管理・公開に関する共通ルール、各調査実施機関の共通ルールに基づく取組状況に関すること等について、有識者会議を設置し、フォローアップを行いました。(内閣官房)
- 海洋状況把握(MDA)については、平成26年度は、内閣官房国家安全保障局、内閣官房総合海洋政策本部事務局、内閣府宇宙戦略室の3者による検討を重ねました。また、関係府省等の情報共有と連携を深化させ海洋状況把握に関する政府全体としての取組を総合的かつ戦略的なものとするため、海洋状況把握に係る関係府省等連絡調整会議を設置し、我が国の海洋状況把握能力の強化に向けた検討体制を確立しました。(内閣官房)
- 政府関係機関が保有する海洋に関する情報の概要、入手方法等をインターネット上で一括して検索できる「海洋情報クリアリングハウス(マリンページ)<sup>6</sup>」を、内閣官房と海上保安庁が関係機関と協力して構築し、運用しています。平成26年度は約71,000件の利用がありました。(内閣官房、国交省)
- 海上保安庁では、海洋情報をインターネットでビジュアルに重ね合わせてパソコン及びタブレット端末で見ることができる「海洋台帳<sup>7</sup>」を運用しています。平成26年度は1年で約4,700,000件の利用がありました。(国交省)

## 7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

### (1) 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進

---

<sup>6</sup> 「海洋情報クリアリングハウス(マリンページ)」 <http://www.mich.go.jp/>

<sup>7</sup> 「海洋台帳」 <http://www.kaiyoudaichou.go.jp/>

- 第 4 期科学技術基本計画等を踏まえ、将来にわたる持続的な成長と社会の実現、我が国が直面する重要課題への対応に必要な海洋分野の研究開発として、海洋エネルギー・鉱物資源の開発、海洋再生可能エネルギーの開発、巨大海底地震・津波への対応、地球環境問題への対応等に関する研究開発を推進するとともに、国自らが長期的視点に立って成果を蓄積していくべき国家基幹技術の研究開発を推進しています。主な取組は以下に挙げるとおりです。(内閣官房、内閣府、総務省、文科省、経産省、国交省、環境省)
- ・ 海洋エネルギー・鉱物資源に関する探査機器・探査手法の開発については、海洋鉱物資源の存在位置や資源量の把握に必要な海底地形、海水の化学成分、海底下構造・物性等について計測するためのセンサー等の技術開発を実施しています。平成 26 年度は内閣府の事業である戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)において、堆積物に覆われていて海底面に露出していない鉱床(いわゆる潜頭性鉱床)の科学的成因論を確立するため、沖縄の伊平屋北海丘海底下鉱体とその源となる海底下熱水域分布の把握を目的とした科学調査を行ったところ、沖縄海域で発見された中では最大の熱水溜まりを形成している可能性が示されました。(第 1 部 2 参照)本調査では、SIP の「次世代海洋資源調査技術」として、ドリルパイプの先端近くに物理計測センサーを搭載し、掘削と同時に孔内で各種計測を行う掘削同時検層を実施しました。その結果、掘削同時検層データから推定される海底熱水鉱床の母体となる試料を得ることに成功し、油田開発で用いられてきた掘削同時検層が海底熱水鉱床の開発に応用可能であると示すことができました。(内閣府、総務省、文科省、国交省、環境省)
  - ・ 海底熱水鉱床などの海洋鉱物資源調査技術の実用化に係る研究開発を行うため、資源開発企業、エンジニアリング企業等、民間4社による「次世代海洋資源調査技術研究組合」が、平成 26 年 12 月に技術研究組合法に基づく文部科学大臣認可を受けて設立しました。(文科省)
  - ・ 海洋再生可能エネルギーの開発については、着床式及び浮体式の洋上風力発電システムについて実証研究等を進めています。また、波力や海流等の海洋エネルギーを利用した発電について、実用段階に比較的近い海洋エネルギーを活用した発電装置の性能の向上などを目指して実証研究や要素技術開発を行っています。(第 1 部 2 参照)(内閣官房、内閣府、文科省、農水省、経産省、環境省)
  - ・ 巨大海底地震・津波への対応については、南海トラフの巨大地震の想定震源域に敷設した地震・津波観測監視システム(DONET)を運用・整備するとともに、それらから得られる観測情報の社会実装の可能性を探るパイロットプロジェクトを実施しています。平成 26 年度には、DONET 情報伝送システムの初期版が完成し、DONET により得られる観測情報を初めて地方自治体及び民間企業に提供する

実証試験を開始しました。また、日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の整備に向けて、千葉県房総沖に続いて、青森県沖、岩手県沖、宮城県北部沖で海底ケーブルと海底地震津波計の敷設工事を行いました。(文科省)

- ・ 地球環境問題への対応については、極端な気象現象を引き起こす気候変動が起きる確率・シナリオ・災害や被害などを評価し、リスクマネジメントに役立てる情報を創出することを目的とした「気候変動リスク情報創生プログラム」、気候変動適応に関する研究水準の大幅な底上げ、適応策検討への科学的知見の提供、気候変動による影響に強い社会の実現に貢献することを目的とした「気候変動適応研究推進プログラム」を実施しています。また、地球温暖化の影響が顕著に現れる北極に関して、平成 25 年 5 月、我が国は北極評議会(AC)のオブザーバー資格を取得し、AC の各種会合において北極に関する学術研究で蓄積した知見をもとに貢献しています。具体的には、北極環境研究に関する長期計画の策定や研究・観測推進の基礎整備に関する検討、国際協力・連携の推進・検討、人材育成の方針の検討を行うとともに、それらを社会に対して提案していく推進・調整組織「北極環境研究コンソーシアム」を平成 23 年度に創設し、我が国研究者の連携体制を整備するとともに、モデル研究者と観測研究者の協働による研究活動を推進しています(全国 35 機関、約 300 人の研究者が参加)。(文科省)
- ・ 国家基幹技術については、「海洋地球観測探査システム」を構成する技術として、「世界最高の深海底ライザー掘削技術の開発」「次世代型巡航探査機技術の開発」「大深度高機能無人探査機技術の開発」を推進しており、平成 26 年度は、「世界最高の深海底ライザー掘削技術の開発」に向けて、高比強度素材、高比剛性の炭素繊維強化プラスチック(CFRP)を適用したライザー管の開発に関する各種強度試験(引張・疲労・圧潰)、稼働水深計算を行い、4,000m 超ライザーの実現可能性を確認しました。また、「次世代型巡航探査機技術の開発」に向けて自律型無人探査機(AUV)の複数運用を可能にする洋上中継器(ASV)の海上試験を実施しました。(文科省)
- 地球環境変動、地球内部構造及び地殻内生命圏の解明を目的とした多国間国際共同プロジェクトである国際深海科学掘削計画(IODP)において、我が国は、ライザー掘削方式による大深度掘削が可能な地球深部探査船「ちきゅう」の提供のほか、採取した地質試料の保管・分析を行う高知コアセンターを国際的に運用し、掘削提案書の科学審査を行う人材を派遣するなどハード面、ソフト面で多くの貢献をしています。(文科省)
- 国立研究開発法人水産総合研究センターでは、新たな中期目標の下、「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」の基本理念に基づき、行政機関と連携して水産業が抱える課題解決に当たるため、①我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発、②沿岸漁業の振興のための水産資源

の積極的な造成と合理的利用並びに漁場環境の保全技術の開発、③持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発、④水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発、⑤基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発の5課題を重点的に実施しました。(農水省)

- 海洋生物資源を持続的に利用するとともに、産業創出につなげていくことを目的に、平成23年度から10年間の予定で、海洋生物資源の新たな生産手法の開発や海洋生態系の構造・機能の解明に関する研究開発を行っています。(文科省)
- 大学や研究機関によるネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成し、東北の復興を図るための研究開発を推進する事業として、平成23年度に海洋生態系の調査研究を開始したほか、平成23年度のフィージビリティスタディを経て、平成24年度より新たな産業の創成につながる技術開発を本格的に実施しています。(文科省)
- 文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省が共同で選定する「地域イノベーション戦略推進地域」の一つとして、平成24年度に「えひめ水産イノベーション創出地域」が選ばれ、関連の事業を推進しています。(文科省、農水省、経産省、総務省)

## (2) 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進

- 大学等において、研究者の自由な発想に基づく多様な研究が行われています。(文科省)
- 沖縄科学技術大学院大学においては、海底の活発な熱水活動域、生物の多様性豊かなサンゴ礁、世界有数の流れの強い海流である黒潮に囲まれるなどの優位性を誇る沖縄の海洋環境の長期的な活用、保全に向けて、沖縄近海における海洋環境観測、サンゴ等のゲノム科学的研究を実施しています。(内閣府)

## (3) 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化

- 国立研究開発法人海洋研究開発機構では、我が国周辺に存在する海底資源の分布や成因解明の調査等海底の広域調査を加速するため、平成27年度末に就航予定である海底広域研究船の建造を引き続き行っています。この船は、遠隔操作型無人探査機(ROV)、自律型無人探査機(AUV)の複数機運用や、地殻構造探査、海底下試料採取といった機能が備えられています。(文科省)
- 平成26~27年度の2か年計画で、東京海洋大学の練習船「神鷹丸」の代船を建造しています。(文科省)

## (4) 宇宙を活用した施策の推進

- 平成24年5月には国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が開発した水循環

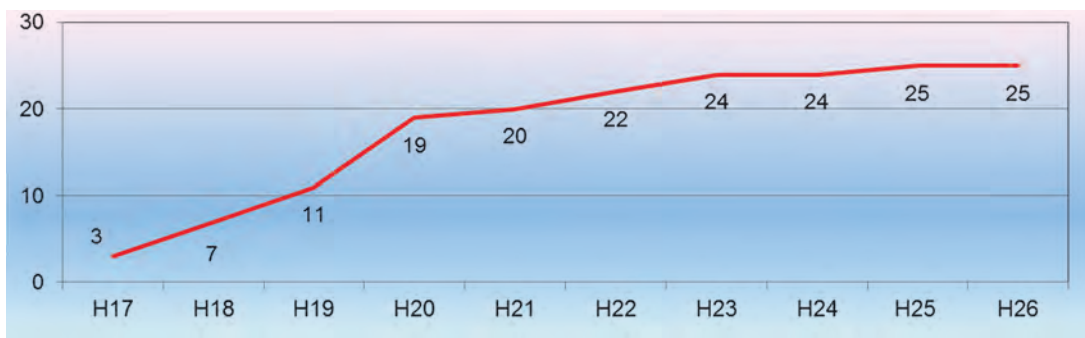
変動観測衛星 GCOM-W「しずく」が打ち上げられ、そこに搭載された高性能マイクロ波放射計 2(AMSR2)による海面観測データ(水温、海水分布等)の利用が拡大しています。例えば気象庁においては、海洋を含んだ気象予報において「ひまわり」等とともに「しずく」のデータが活用されるとともに、海面水温解析(平成 25 年 5 月から)や、オホーツク海海氷解析(同年 12 月から)への定常利用が始まりました。また、海上保安庁では、黒潮など日本周辺の海流の流路解析に「しずく」データの活用を平成 25 年 10 月から開始し、本解析結果は、ウェブサイトで公開される「海洋速報」の基礎データとなっています。(文科省、国交省)

- 全球の温室効果ガス排出量の把握と今後の気候変動予測等に資するため、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測を実施しました。また、平成 29 年度の打ち上げを目指し、精度や観測点数といった観測技術を飛躍的に向上させた 2 号機の開発を行っています。(環境省)

## 8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

### (1) 経営基盤の強化

- 日本船舶及び船員の確保等を計画的に行い安定的な海上輸送の確保を図るため、平成 20 年 6 月に成立した「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」に基づき日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者に対する支援を継続しています。また、内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施しました。(国交省)
- 優れた環境性能と高い経済性を有するスーパーエコシップ(SES)の普及促進を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用した支援を引き続き実施しました。(国交省)



スーパーエコシップ建造決定数の推移(累計)

- 平成 23 年 7 月の「新造船政策検討会」において、受注力の強化、新事業への展開、業界再編を柱とする新たな総合的な政策がとりまとめられたところであり、同検討会における議論を踏まえ、船舶の省エネ技術の開発と省エネ技術を活かせる国際的な燃費規制の確立を着実に推進するとともに、天然ガス燃料船の普及、新興国市場や海洋資源開発分野への展開等に官民一体で取り組んでいます。(国交省)
- 海洋環境保全に一層注力する観点から、国際海運からの CO<sub>2</sub> 排出量を大幅削減することを目指した世界最先端の海洋環境技術開発を推進するとともに、更なる CO<sub>2</sub> 排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、燃費規制の段階的強化及び燃費報告制度(実運航での燃費の「見える化」)や燃料油課金などの経済的手法の国際的枠組み作りに主導的に取り組んでいます。(国交省)
- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に、漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策とコスト対策を組み合わせて、総合的な経営基盤の強化を推進しました。(農水省)
- 地域漁業の活性化・競争力の強化を図るため、省エネ・省力型の高性能漁船の導入や新たな付加価値向上等に関する実証への取組を支援し、収益性の高い操業・生産体制への転換を促進する漁業構造改革総合対策事業を実施しました。(農水省)
- 燃油価格・配合飼料価格の急激な上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和するため、漁業者・養殖業者と国とが拋出を行い、原油価格・配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、拋出を行った漁業者・養殖業者に補てん金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業に継続して支援しました。(農水省)
- 産地から消費地までの流通過程の目詰まりを解消するため、販売ニーズや産地情報の共有化を行う取組や、漁業者等が地域の漁獲物を利用した商品開発を行う際に必要となる機器導入等への支援を実施しました。(農水省)
- 海面養殖業の振興を図るため、低魚粉飼料技術の開発等への支援を継続して実施するとともに、クロマグロの増養殖技術の開発を推進しました。(農水省)
- 活力ある漁業就業構造を確立するため、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金の給付や、漁業への就業希望者に対する求人・求職等の情報の提供、就業支援フェアの開催、現場での長期研修等の実施を支援しました。(農水省)
- 東日本大震災による水産関係の被害は前例のない規模であり、被災地の水産の早期復興は、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給にとっても重要な課題です。このため、「水産基本計画」に示された考え方のもとに関係地域における、瓦礫処理、漁港・漁場復旧、漁船確保、養殖業の再開、流通・加工施設整備等の必要な支援を実施しました。(農水省)



- 漁船漁業等の経営の安定化を図るため、省エネルギー・省コスト化に資する革新的な技術について、漁業者が行う実証試験に対する支援を実施しました。(農水省)

## (2) 新たな海洋産業の創出

- 海洋基本計画を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、「新海洋産業振興・創出PT」を設置し、①海洋産業を巡る状況認識と課題、及び②産業創出のための施策の推進について集中的に検討を進めました。(内閣官房)
- 海洋を活用した観光は、海水浴、遊覧船、クルーズ、離島振興など多岐に渡っており、これらの海洋観光を網羅的に振興していくためには、その意義や魅力について整理した上で、国内外へ海洋観光の魅力を発信していくとともに、海洋観光関連施策を総合的に推進していくことが必要です。そのため、平成 25 年度、26 年度に有識者で構成される「海洋観光の振興に関する検討会」を合計 4 回開催し、海洋観光の有する魅力や意義、課題をはじめとして、海洋観光について、今後、振興・発展させていくために行うことが望まれる取組や方向性について様々な角度から議論を行いました。議論の内容については、平成 26 年 6 月 27 日に「海洋観光の振興に向けての最終とりまとめ」として公表しました。また、広く一般の方に、海洋観光の取組を周知するため、平成 25 年度に引き続き、平成 27 年 2 月 13 日に「海洋観光に関するシンポジウム 2015」を開催しました。(国交省)
- 賑わいや交流を創出するみなとの施設を「みなとオアシス」に登録し、住民参加による地域活性化の取組を促進しました。平成 27 年 3 月現在、登録港が 80 港、仮登録港が 6 港となっています。また、災害発生時における防災拠点としての活用に向けて、「みなとオアシス」の運営主体等と協力して防災訓練を実施しました。(国交省)
- 新たなマリンレジャーの振興や地域の活性化を推進するため、「海の駅」の設置推進や「海の駅」の地域の連携機能を活用するための支援策を講ずることにより、海洋教育の普及、新たなマリンレジャーの振興や地域の活性化を進めました。(国交省)
- 深海底の極限環境下の生物資源の開拓を進めるとともに、創薬分野への応用が期待される生化合物、新規機能を有する未知の脂質、抗微生物剤、工業用酵素、新規機能遺伝子等を探索し、得られた菌株・DNA 等の貴重なバイオリソースの保存管理を行っています。平成 26 年度は試薬酵素として製品化されている深海微生物由来の耐熱性アガラーゼの立体構造を解析し、耐熱機構を解明しました。(文科省)
- 東日本大震災の地震・津波により、沿岸域の漁場を含め海洋生態系が劇的に変化したことを踏まえ、大学等による復興支援のためのネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成することとし、大学等の技術シーズを活用して被災地域に新たな産業を振興することを目的として、新たな養殖技術の研究開発や未利用資源の利

用技術の研究開発等を実施しています。(文科省)

- 我が国の造船業界は、ブラジルの造船所に資本参加をして掘削リグ等の建造を行っています。平成 26 年 8 月 1 日、ブラジルを訪問した安倍総理がルセフ大統領と会談し、両国首脳により「海洋資源開発促進のための造船協力に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の共同声明」が発出されました。(国交省)
- 平成 26 年度、我が国の造船・海運業界により設立された J-DeEP 技術研究組合に対し、ロジスティックハブの実現に向けた調査研究を支援しました。また、浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備 (FLNG) の安全に関するガイドラインを取りまとめました。(国交省)
- 水深 3,000m 以深を掘削する次世代大水深用セミサブ (半潜水型) 掘削リグの船体の研究開発及び大出力発電機関や高精度位置保持システム等の浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備 (FLNG) の要素技術の開発に対して助成を実施しています。(国交省)
- 平成 26 年 10 月に、(株)海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN) が設立され、日本企業が海外において展開する交通事業、都市開発事業に関し、出資等による支援が新たに可能となり、巨大な資源開発事業等への参入を実現する仕組みがさらに充実することとなりました。(国交省)
- 無料公衆無線 LAN 整備促進協議会の情報を「全国クルーズ活性化会議」(全国 108 団体の港湾管理者等が参加)や「みなとオアシス」全国協議会(全国 103 団体等のみなとオアシス運営主体等が参加)を通じて周知するとともに、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を周知するなど、クルーズ船等が利用するターミナルにおける、多言語対応の促進や無料公衆無線 LAN 環境の提供の普及に向けた取組を推進しました。(国交省)
- 「全国クルーズ活性化会議」と連携し、我が国へのクルーズ船の寄港促進やこれに伴う地域活性化を図るため、平成 26 年 11 月から 27 年 2 月にかけて、クルーズ船社等 3 社のキーパーソンと港湾管理者等 16 港 17 団体との商談会を 3 回開催(試行)しました。また、港湾管理者や自治体等がクルーズ船社のニーズ等に関する知見を深めるため、平成 27 年 1 月に「クルーズ・シンポジウム in 横浜」を開催しました。さらに、外国クルーズ船社等の更なるニーズに対応するため、港湾施設の諸元や港を起点とした周辺の観光地情報を一元的に発信するウェブサイトの充実を図りました。(国交省)
- 風光明媚な瀬戸内海の景観を船上からのストリートビューで公開する「瀬戸内・海路ネットワーク推進協議会」(沿岸 107 市町村の首長、11 府県、国の出先機関で構成)と連携して、瀬戸内海の魅力の発信を推進しました。(国交省)
- 外国クルーズ船の日本への寄港を増加させるため、平成 26 年 11 月開催の第 15 回北東アジア港湾局長会議(日中韓三国の港湾担当部局の局長で構成)のワーキ

ンググループにおいて、港湾施設の情報を発信する必要性等を中国及び韓国に伝達するなど、東アジア・東南アジア諸国における港湾施設等の情報の統一的な提供を促進しました。(国交省)

- クルーズ振興を通じた地域活性化を図るため、外国人クルーズ客等が地元物産品等を購入しやすい環境を整備するべく、外航クルーズ船等の寄港時に埠頭において臨時の輸出物品販売場(臨時の免税店)を出店しやすくする制度を創設しました(消費税法第8条)。(国交省)



クルーズ埠頭への臨時免税店の出店手続の簡素化

- クルーズ船の寄港増や大型化に対応した港湾の受入環境を提供するため、物流ターミナル等の既存施設を有効に活用しつつ、那覇港等で旅客船ターミナルの機能強化を推進すると共に、メガヨットを受入れるビジターバース情報の提供に向けた検討に着手しました。(国交省)

## 9 沿岸域の総合的管理

### (1) 沿岸域の総合的管理の推進

- 地方における沿岸域の総合的管理を推進するため、沿岸域の総合的管理に取り組む関係者が先進的な取組に関する情報を共有できるよう、平成 22 年度に公表した先進事例集の周知に努めるとともに、平成 26 年度に、新たな取組事例を盛り込むことにより、先進事例集の改訂版を公表しました。(内閣官房)
- 国土形成計画(全国計画)のモニタリングの中で「海域の利用及び保全」に関して検討、評価を行いました。(国交省)

### (2) 陸域と一体的に行う沿岸域管理

- 土砂の流れの変化に起因する問題が起きている沿岸域において、問題を解決するため土砂移動のメカニズムを把握する調査を実施するとともに、問題解決のための連携方針や、静岡県の安倍川や鳥取県の日野川では、適正な土砂管理に向けた

総合土砂管理計画を策定し、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しました。個別分野においては、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤等侵食対策を実施しました。(国交省)

- 流出する赤土等を補足する排水施設や沈砂池等を整備するとともに、発生源対策として法面・植生保護等を実施しました。(農水省)
- 污水处理施設の普及促進のため、下水道整備を予定している箇所について、「下水道クイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法の確立を行い、污水处理人口普及率の向上を図りました。さらに、下水道法施行令に基づき中小都市では平成 25 年度までに、大都市では平成 35 年度までに必要な改善対策を終えることとなっている合流式下水道の改善対策については、「合流式下水道緊急改善事業制度」等を活用し、効率的・効果的な改善対策を推進しました。(国交省)
- 閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。(国交省)
- 平成 26 年 4 月 1 日より、既設分も含めた全ての特定事業場からの特定排水に対して、第 7 次総量規制基準の適用が開始されました。関係 20 都府県は、環境大臣の同意を経て策定した第 7 次総量削減計画に基づき、総量規制基準の適用、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進しました。(国交省、環境省)
- 産地活性化総合対策事業による家畜排せつ物利活用施設整備に対する融資主体型補助及び生産した堆肥等の有効利用への支援等、畜産排水の点源負荷対策を行うとともに、環境保全型農業の推進により農地の面源負荷対策を行いました。(農水省)
- 陸域から河川を通じて流出する汚濁負荷の把握に努めるとともに、汚濁負荷の削減、適正管理を実施しつつ、第 2 期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス II)等を活用することにより、河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川等における汚泥浚渫、河川浄化施設整備、下水道整備等の対策を推進しました。(国交省)
- 東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、各種施策を総合的に推進しました。東京湾においては、平成 25 年 5 月に今後 10 年間の「東京湾再生のための行動計画(第二期)」を新たに策定するとともに、同年 11 月に、多様な関係者の参画による議論や行動の活発化・多様化を図るため、多様な主体で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」が設置されました。また、大阪湾においては、平成 26 年 5 月に今後 10 年間の「大阪湾再生行動計画(第二期)」を策定し、新たな取り組みとして栄養塩の供給対策等

を実施することになりました。(国交省、環境省)

- 水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、保全活動状況の報告会の開催や技術的サポート等を実施しました。(農水省)
- <2(1)再掲>人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全された「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット<sup>8</sup>」による情報提供を引き続き行っています。(環境省)
- 河川における市民と連携した清掃活動、ゴミマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。(国交省)
- 毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等、市民等が連携して監視活動や啓発運動を一斉に実施する等、不法投棄撲滅のための取組の強化を図りました。(環境省)
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、流木等の緊急的な処理に対し海岸管理者への支援を推進しました。平成26年度は、静岡県(台風18号・台風19号による豪雨)等の海岸で漂着流木の処理対策を実施しました。(国交省)
- 平成23年11月に策定された「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」に基づき、被災地の景観・環境に配慮した河川・海岸構造物の整備を実施しました。(国交省)
- 災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与する海岸の整備を実施しました。(国交省)
- 津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸防護、海岸の多様な生態系や美しい景観等の保全を図る海岸環境の整備及び保全、人々の多様な利用が適正に行われる海岸の保全を推進しました。(国交省)
- 海辺の空間を有効活用した公園、緑地等について、4箇所の国営公園及び地方公共団体による大規模公園等の整備を継続して推進しました。(国交省)

### (3)閉鎖性海域での沿岸域管理の推進

- 平成27年3月16日に新たに指定した甕島国定公園において、海域公園地区も指定しました。また、国立・国定公園における海域公園地区の指定に向け、調査、調整、検討を行うとともに、指定された海域公園地区の適正な管理を推進しました。(環境省)
- <2(1)再掲>瀬戸内海について、豊かな海の実現を目指し、また、生物多様性の向上等新たな課題に対応するため、平成25年4月に、瀬戸内海環境保全小委員

---

<sup>8</sup>「里海ネット」 <http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html>

会を設置し、瀬戸内海環境保全基本計画の変更に関する審議を進め、基本計画の変更について平成 27 年 2 月に閣議決定しました。(環境省)

- <2(1)再掲>平成 23 年 8 月に有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成 14 年法律第 120 号)が一部改正されたことを受け、平成 24 年 8 月に、有明海・八代海等総合調査評価委員会に新たに 2 つの小委員会を設置し、引き続き調査審議を進めています。(環境省)
- 海洋環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海において、地方整備局が保有する海洋環境整備船により、海面を浮遊するごみ、油の回収を実施しました。(国交省)

#### (4)沿岸域における利用調整

- 海面利用ルールの策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知、啓発等に関する情報交換を都道府県の水産・漁港担当部局と実施しました。(農水省)
- 地域における自主的な安全対策の充実・促進のため、利用ルール未設定地域における新たな策定に係る地方公共団体等との協議・連携の推進及び自主ルールの運用に関する支援を行うとともに、民間ボランティアである海上安全指導員やマリニャー関係団体等と連携を図り、利用ルールに関する周知・啓発活動を実施しました。(国交省)

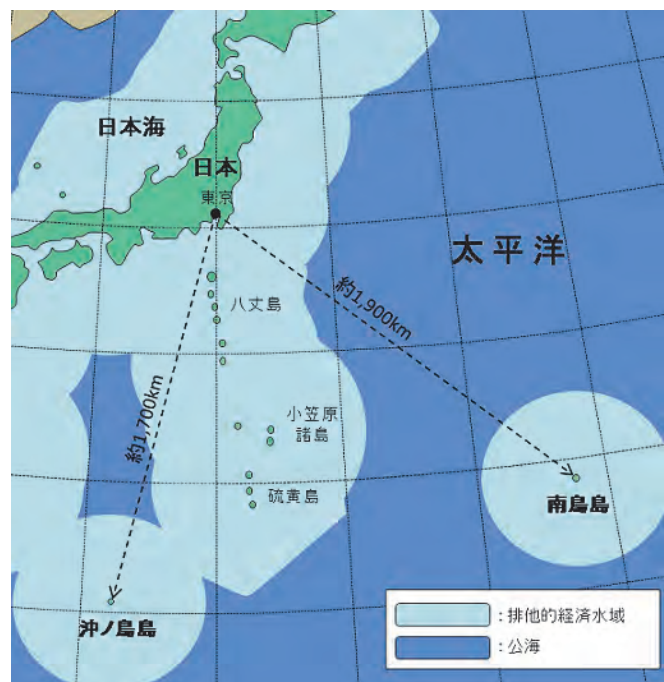
## 10 離島の保全等

### (1)離島の保全・管理

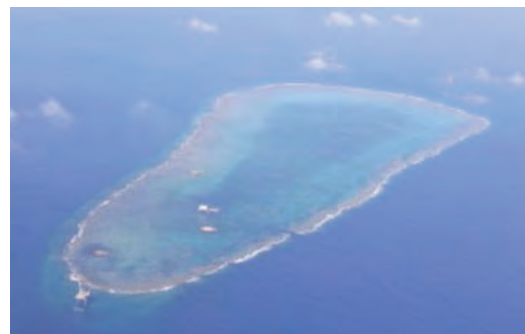
- <3(1)再掲>平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 26 年度末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)
- <3(2)再掲>低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備(南鳥島では平成 22 年に、沖ノ

鳥島では平成 23 年に着手)を進めています。(国交省)

- 特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等が行う技術開発課題を公募により決定するとともに、技術開発実施基本計画を策定しました。(内閣官房、国交省)
- <3(2)再掲>沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。(国交省)
- 平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、保全・管理を適切に行うとともに国民の理解に資するため、平成 26 年 8 月 1 日、地図・海図に名称の記載がない 158 の離島へ名称を付与しました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。さらに、



特定離島(南鳥島と沖ノ鳥島)の位置



特定離島(南鳥島(左)と沖ノ鳥島(右))

島に付与する地理識別子(地物を一意に識別することができるコード)については、国土地理院にて引き続き検討を行いました。(内閣官房、国交省)

- 離島の保全・管理に資するため、南硫黄島(東京都小笠原村)において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。(国交省)
- 色丹島、択捉島について、平成 24、25 年度に 2 万 5 千分 1 地形図 47 面の作成作業を行い、地理院地図(電子国土 Web)で公開し、平成 26 年度に 2 万 5 千分 1 地形図(印刷図)を刊行しました。(国交省)
- 奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業を継続して実施しました。(環境省)
- いわゆる国境離島の重要性の高まりを踏まえ、海洋政策担当大臣の下に、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、平成 26 年 6 月 30 日に、領海の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島を対象として、最終提言をとりまとめました。(内閣官房)

## (2) 離島の振興

- 平成 25 年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組の支援を行い、離島の自立的発展を促進しています。(国交省)
- 平成 26 年 5 月 7 日に奄美群島振興開発基本方針、同年 5 月 28 日に小笠原諸島振興開発基本方針を策定し、それぞれの地域における振興開発の意義及び方向を示すとともに、航路・航空路運賃逓減事業(奄美群島)、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備(小笠原諸島)等、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。(国交省)
- 平成 26 年 11 月に「アイランダー2014」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。(国交省)
- 離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。(国交省)



- 離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。(国交省)
- 離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、平成 25 年度補正予算にて海底光ファイバー等の敷設を引き続き支援しました。(総務省)

## 11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

### (1) 海洋の秩序形成・発展

- 我が国は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議に積極的に参加しました。平成 26 年度には、第 7、8 及び 9 回国家管轄権区域外の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するアドホック・オープンエンド非公式作業部会(4 月、6 月及び平成 27 年 1 月)、第 24 回国連海洋法条約締約国会議(6 月)、第 13 回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合(6 月)、第 20 回国際海底機構総会・理事会(7 月)、海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議(10 月及び 11 月)に参加しました。また、財政貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構への毎年の分担金拠出に加え、平成 26 年度においては、大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し約 5 万ドルを、また国際海底機構信託基金に約 4.5 万ドルを拠出しました。(外務省、国交省)
- また、「海における法の支配」の徹底のため、海洋法に関する国際的・学術的な議論を促進する目的で、平成 27 年 2 月、東京において、外務省主催により海洋法に関するシンポジウム「アジアの海における法の支配—平和と安定への航海図」を開催しました。(外務省)
- WTO 海運サービス交渉における議論を海運自由化推進国会合の議長国として主導したほか、国際海事機関(IMO)において種々の分野でルール策定等の議論に積極的に参画しました。(国交省)

### (2) 海洋に関する国際的連携

- APEC における海洋漁業作業部会において、海洋を通じた国際協力・貢献という海洋基本計画の理念を実現すべく、特に平成 27 年は日本提案の APEC プロジェクト「気候変動が及ぼす海洋の環境・資源への影響ワークショップ」の実施を通じて、海洋環境や気候変動等の全地球的課題の解決に取り組んでいます。(内閣官房)
- 統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」の事務局運営経費を中国・韓国等とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。(国交省、環

## 境省)

- マングローブ生態系の保全と持続的利用に関する優良事例・教訓を ASEAN 地域内の関係機関等の中で共有するための協力体制整備を支援するために平成 23 年度より開始した「マングローブ生態系保全と持続的な利用の ASEAN 地域における展開プロジェクト」を引き続き行いました。(外務省、農水省)
- 平成 26 年 5 月にシンガポールで行われた第 13 回シャングリラ・ダイアログにおいて、安倍総理は基調講演の中で「海における法の支配の三原則((ア) 国家は法に基づいて主張をなすべし、(イ) 主張を通すために力や威圧を用いない、(ウ) 紛争解決には平和的收拾を徹底すべし)」を提唱しました。また、同 9 月にはこのフォロー・アップとして、ASEAN 諸国から外務省や国防省等の事務レベルの政策責任者を東京に集めて、「海洋安全保障・災害救援能力構築支援セミナー」を開催しました。(外務省)
- 平成 26 年 8 月の第 21 回 ASEAN 地域フォーラム閣僚会合(ARF)においては、岸田外務大臣から、「海における法の支配の三原則」を改めて訴えました。また、南シナ海の全ての関係国が、2002 年の行動宣言(DOC)策定時の精神と規定に立ち返り、後戻りが出来なくなる変化や、物理的な変更を伴う一方的な行動をとらないという約束を交わすという提案に改めて言及しました。ほとんどの参加者が南シナ海の問題に言及し、岸田大臣の発言と同様、各国は国際法に則り、力や威圧に訴えることなく、平和的に解決すべきという点を強調し、この点が議長声明に反映されました。平成 26 年 10 月に開催された第 3 回 ASEAN 海洋フォーラム拡大会合(EAMF)においても、我が国から「海における法の支配の三原則」を改めて説明し、海における「法の支配」を重視する我が国の考え方についてプレゼンテーションを行いました。平成 26 年 11 月の東アジア首脳会議(EAS)では、安倍総理から、「法の支配」に基づく海洋の秩序を維持・強化する必要性を指摘し、南シナ海をめぐる問題に関しては、2002 年の DOC の完全な実施及び行動規範(COC)に関する協議の早期妥結を強く期待すると述べました。また、拡大 ASEAN 船員訓練(EAST)イニシアティブに海洋環境分野で協力することを表明しました。2010 年に発足した拡大 ASEAN 国防相会議(ADMM プラス)では、海洋安全保障専門家会合が設置されており、平成 26 年 10 月には、ブルネイにおいて海賊対処及び捜索救助に係る机上演習(TTX)が実施されました。(外務省、防衛省)
- 海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中で、我が国はソマリア沖・アデン湾で海上自衛隊の護衛艦及び P-3C 哨戒機による民間船舶の防護及び警戒監視活動を関係国と連携して実施しています。また、ソマリア及びその周辺国の沿岸海域の海賊対策のため IMO に設置されたジブチ行動指針信託基金に総額約 1,460 万ドルを拠出しました。同基金はイエメン、ケニア及びタンザニアの情報共有センター設置や、ジブチの地域訓練センター建設の取組を通じ、当該地域

の海上保安能力強化を支援しています。さらに、国連ソマリア沖海賊対策コンタクトグループの下に設置された、ソマリア海賊訴追取締能力向上支援のための国際信託基金に対して、累計 450 万ドルを拠出し、最大の拠出国となっています。また、ソマリア安定化のため、平成 25 年 5 月ソマリア政府及びアフリカ連合委員会とソマリア特別会合を首脳級で共催した他、主として治安向上、人道支援として、2007 年以降総額約 3 億 7,130 万ドルの対ソマリア支援を実施しています。**(法務省、外務省、国交省、防衛省)**

- アジアの海賊対策のため、日本はアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の作成を主導しました。ReCAAP には、平成 26 年 9 月には米国が新たに加入し、20 番目の締約国となりました。我が国は、ReCAAP に基づきシンガポールに設立された情報共有センターに、事務局長及び事務局長補(海保庁職員)、を派遣してきており、我が国のこうした人的・財政的な貢献は、国際的にも高く評価されてきています。**(外務省、国交省)**
- ARF の下でも海上安全保障に特化した ARF 海上安全保障会期間会合(ISM)が平成 21 年以来開催されています。我が国は、平成 23 年 7 月までインドネシア、ニュージーランドとともに本 ISM の共同議長国を務め、その後もマレーシアと共に本 ISM の優先分野「国際的、地域的な枠組み・取極・協力による信頼醸成」のリード国を務めています。また、平成 26 年 8 月以降、米及び比と共に改めて本 ISM の共同議長国を務め、議論を主導しています。平成 27 年 3 月には、我が国は東京において「ARF 海賊対策セミナー」を主催し、ARF 参加国・地域間の認識の共有をはかり、海賊・海上武装強盗対策のための提言を取りまとめました。**(外務省、防衛省)**
- ADMM プラス海洋安全保障に関する専門家会合においては、防衛省より、海上における船舶同士の意図しない衝突や事態のエスカレーションを避けるためのマナーを参加国で共有していくことを提案しています。**(外務省、防衛省)**
- 日本の海上自衛隊も参加する西太平洋海軍シンポジウム(WPNS。メンバー国は日、米、豪、韓、中、露等 21 か国、オブザーバー国はインド等 4 か国)は平成 26 年 4 月に本会合を開催し、CUES(洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準)を採択して、WPNS 参加国の海軍艦艇及び海軍航空機が洋上において不慮の遭遇をした場合における安全のための手順や通信方法等を定めました。**(防衛省)**
- 多国間の海上保安機関の連携・協力としては、平成 26 年 9 月に開催された第 15 回北太平洋海上保安フォーラムサミット(日、加、中、韓、露、米の 6 か国の海上保安機関の長官級の枠組み)に参加し、漁業監視共同パトロールや多国間多目的訓練等の、北太平洋の海上の安全・秩序維持を目的とした参加国の連携について議論をしました。また、平成 26 年 9 月の第 10 回アジア海上保安機関長官級会合(アジアの 18 の国・地域の海上保安機関の長官級の枠組み)において、アジア海域の重要かつ共通の課題である「搜索救助」、「環境保全」、「大規模自然災害対応」、

「海上不法活動の取締り」と、これらの分野に横断的に対応する「海上保安能力に係る人材育成」の 5 分野に各国が主体的に連携して取り組むことに合意しました。

(国交省)

- 二国間の海上保安機関の連携・協力としては、第 14 回日印海上保安機関長官級会合(平成 26 年 10 月)において、両機関は、海上におけるテロへの対処について情報共有を行うとともに連携訓練により対処能力の向上を図ることに合意したほか、日印連携訓練へのスリランカ、モルディブ等の国々の参加や、両機関の関係発展のための職員の技術交流について検討を行っていくことに合意しました。その他、インド、ロシア各国海上保安機関と連携訓練を実施しました。(国交省)
- 東日本大震災による洋上漂流物については、内閣官房総合海洋政策本部事務局取りまとめの下、関係省庁・機関が連携し、本件の対応にあたってきました。具体的には、航行船舶等からの情報収集による漂流物の漂流状況の調査を実施しました。また、アメリカやカナダで洋上漂流物の状況把握調査を行う日本の NGO を支援しました。加えて平成 26 年度から 3 年間の計画として、PICES(北太平洋海洋科学機関)の震災起因洋上漂流物に係る事業への支援を開始しました。この事業では日本、アメリカ、カナダの科学者が連携・協力して、北米大陸西海岸に漂着した震災起因洋上漂流物が現地の海洋環境、生態系、コミュニティに与える影響について、調査を実施します。(内閣官房、外務省、環境省)
- 日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組みである北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)への参画を通じ、日本海や黄海での海洋環境保全のため、大規模油汚染等への対応体制の構築等、国際的な連携を図りました。(国交省、環境省)

### (3) 海洋に関する国際協力

- 地方自治体や一国のみでは解決できない漂流・漂着・海底ごみ問題については、解決に向けた国際的な取り組みとして、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM(テム))や北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)等の国際的な枠組みや、二国間協議の場を活用し、積極的に働きかけを行っています。NOWPAP においては、漂着ごみの回収活動・組成の把握調査と合わせて意識啓発や人材育成を目的とする国際海岸クリーンアップ(ICC)と、各国の施策などを情報共有するためのワークショップが実施されています。平成 26 年度には、韓国において開催された NOWPAP ICC・ワークショップに日本からも参加し、漂着ごみの回収・収集とともに各国間の情報交換を行いました。(環境省)
- 閉鎖性の高い国際水域の環境保全については、平成 26 年度には、NOWPAP 各国の専門家と共に、NOWPAP の下で作成された改訂版富栄養化状況評価手順書に基づいて、NOWPAP 海域全体を対象とした富栄養化状況の予備評価に着手し

ました。(環境省)

- 統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」へ参画し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。(国交省)
- 国際的な枠組みの下に実施・支援されているアルゴ計画、世界気候研究計画(WCRP)、全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画、国際深海科学掘削計画(IODP)、政府間海洋学委員会(IOC)に参画し、計画の推進をリードすると同時に、観測・研究の実施と情報の充実に貢献しています。また、世界各国の海洋に関する研究機関と共同研究を行うための協定締結を推進しており、平成26年度はブラジルやインドと海洋研究に関する協力意図表明文書を締結しました。(文科省、国交省)
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書策定に資する、アルゴ太平洋センターの運営、熱帯ブイ網や高精度観測網の維持による地球観測解析を推進すると同時に、地球シミュレータを活用し、気候変動予測の精度向上に向けた研究開発を実施しました。(文科省)
- ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)下で実施されている国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)と、世界気候研究計画(WCRP)下で実施されている気候の変動性及び予測可能性研究計画(CLIVAR)の下に設立された全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)に貢献しています。平成26年度は東経149度に沿った測線において、海面から海底直上までの観測を実施しました。(国交省)
- 港湾空港技術研究所とノルウェー地盤工学研究所は、研究協力覚書(MOU)に基づき、津波、海底環境改善、海底土砂流動等の共同研究を実施しています。また、ノルウェー地盤工学研究所から研究者を受け入れるなど協働して研究に取り組んでいます。(国交省)
- 我が国の輸入原油の8割以上が通航するマラッカ・シンガポール海峡の航行の安全対策については、国際協力を推進するために、平成19年に沿岸国と利用国等による枠組みである「協力メカニズム」が我が国のイニシアティブによって創設されました。我が国は、同メカニズムに基づき、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を実施しています。また、沿岸3国(インドネシア、マレーシア及びシンガポール)は、平成26年9月にマレーシアで開催された沿岸3国技術専門家会議において、現在の海図が整備されてから15年以上が経過しており、複雑な潮流による海底地形の変化で浅瀬等の危険箇所が現れていることから、同海峡の共同水路再測量調査を日本の協力を得て実施することを決定した。これを踏まえ、我が国は、平成26年12月に東京において「マラッカ・シンガポール海峡に関するハイレベル会合」を開催し、日本と沿岸国の担当局長が一堂に会し、今後、公益財団法人マラッカ海峡協議会が窓口となり調整を図りつつ共

同水路再測量調査を具体的に進めていくことが確認されました。(外務省、国交省)

- 各国の海上保安機関の海上保安能力向上を支援することも重要な課題となっています。海上保安庁は、東南アジア諸国やソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上のため、JICAを通じ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ジブチへの専門家派遣や、東南アジア諸国・ソマリア周辺国に対する招へい研修、東南アジア諸国に巡視船や航空機を派遣し、訓練・研修等を実施することにより、海賊対策をはじめとする海上犯罪取締り、捜索救助、環境防災、水路測量、海上交通等の分野で海上保安機関の能力向上支援を行っています。(外務省)
- ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、ジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とする JICA 技術協定プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」に 2 年間で計 3 回(平成 25 年 9 月、平成 26 年 8 月及び平成 27 年 2 月)、海上保安庁職員を短期専門家として派遣し、国際法、初動捜査、制圧、鑑識等の講義・研修を実施したほか、平成 26 年 3 月、同国との間で「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」に関する書簡の交換が行われ、平成 27 年中に巡視艇 2 隻が同国の沿岸警備隊に引き渡される予定です。(外務省、国交省)
- 東南アジア諸国やソマリア周辺国等の法執行能力向上のため、平成 26 年 5 月～7 月、これらの海上法執行機関職員を招へいして実施する JICA「海上犯罪取締り」研修に、海上保安庁では海賊対策をはじめとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義や実務研修などを実施しました。(外務省、国交省)
- アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア人船員国際共同養成プログラム」を推進しており、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教育者を日本に招き、教育現場における実務内容に即した乗船及び座学による研修を行いました。(国交省)
- 津波脆弱地域において津波に強い地域を作るための研究プロジェクトをチリ及びトルコで実施しました。また、北西太平洋沿岸国への津波予測情報の提供、関係国の津波警報システム構築への技術支援等を実施しました。高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進しました。(国交省)
- 日本・フィリピン・インドネシア三国合同油防除訓練を行い、技術協力を行うとともに連携を強化しました。(国交省)

## 12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

### (1) 海洋に関する教育の推進

- 国立海洋研究法人海洋研究開発機構では、海洋に関する社会教育やアウトリーチ

活動の一環として、大学や研究機関等において、体験学習、出前授業、教員研修セミナー、講演会、海洋教育素材作成等の取組のほか、水族館や科学館と連携した取組などが行われています。また、マスメディアを有効活用した取り組みとして、テレビ番組やソーシャルネットワークを用いた海洋に関する情報発信も行っています。また、国民の海洋に関する知見を深めるため各拠点の施設や船舶の一般公開を平成 26 年度についても行ったところ、述べ 52,521 名の来場者があり、我が国の海洋教育推進に大きく貢献しました。(文科省)

## (2) 海洋立国を支える人材の育成と確保

- アジア太平洋地域を中心とした開発途上国に対し、ユネスコを通じて人材育成への協力を行いました。(文科省)
- 国際機関への我が国からの人的貢献としては、国際海事機関(IMO)において、関水康司(せきみず こうじ)氏が事務局長を務めています(任期は平成 27 年末まで)。また、国際海洋法裁判所においては、平成 17 年 10 月以降、柳井俊二(やない しゅんじ)氏が裁判官を務めており、平成 26 年 6 月の選挙で再選されました。(任期は平成 35 年 9 月末まで。平成 23 年 10 月から平成 26 年 9 月末までは同裁判所所長)。平成 24 年 6 月には、大陸棚限界委員会委員に浦辺徹郎(うらべ てつろう)氏が再選されました。さらに、国際海底機構においては、同機構の理事会の補助機関である法律・技術委員会及び財政委員会にそれぞれ委員を輩出しています(法律・技術委員会委員として岡本信行(おかもと のぶゆき)氏((独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員)(任期は平成 28 年まで)、財政委員会委員として山中真一(やまなか しんいち)氏(外務省職員)(任期は平成 28 年まで))。(外務省、経産省)
- 高等専門学校や大学において、海洋・海事・水産の分野における専門的な人材を育成しています。海洋に関する幅広い知識を有する人材の育成の観点から、例えば、東京大学では 5 研究科と海洋アライアンスが共同し、大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、平成 21 年から「海洋学際教育プログラム」を行っており、平成 26 年度は 146 名が本プログラムに参加しました。(文科省、国交省)
- 東京海洋大学において、海洋学の分野の教員を結集し、物理系、化学系、生物系を統合した「気候変動の世紀における体系的海洋学教育プログラム」を平成 22 年度から行っています。(文科省)
- また、横浜国立大学の統合的海洋教育・研究センターにおいては、平成 19 年 10 月から「統合的海洋管理学プログラム」を行っています。さらに、海洋に関する実習施設の大学を超えた共同利用を推進するため、平成 26 年度は神戸大学の練習船、神戸大学及び島根大学の臨海・臨湖実験所を教育関係共同利用拠点に認定し、地域の特色をいかした実習教育を実施しました。(文科省)

### (3) 海洋に関する国民の理解の増進

- 海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人または団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、平成 26 年 7 月、「第 7 回海洋立国推進功労者表彰」(内閣総理大臣表彰)を行い、5 名 3 団体が表彰されました。(内閣官房、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省)
- 「海の恩恵に感謝し、海洋立国日本の繁栄を願う日」という「海の日」本来の意義を再認識し、海に親しむ環境づくりを進め、広く国民の海に対する関心を喚起することを目的とする「海フェスタ」(第 11 回)が、平成 26 年 7 月 19 日～8 月 3 日にかけて、京都府舞鶴市を中心とする 7 市町村において開催されました。(国交省)
- 毎年 7 月の「海の日」「海の月間」を中心として、全国各地において、練習船の一般公開、体験乗船、施設見学会、海岸清掃活動、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、海洋レジャーの普及や理解増進などのイベントが行われています。(国交省)
- 毎年 7 月の「海岸愛護月間」において海岸愛護の普及と啓発を行っており、平成 24 年度以降は、あわせて大規模津波防災総合訓練等を各地で実施しています。(国交省)
- 毎年 7 月 16 日から 31 日にかけて海の事故ゼロを願い、官民一体となって全国海難防止強調運動を行っています。(国交省)
- 国土交通省と海の仕事に関係する団体が「海の仕事.com<sup>9</sup>」を継続して運営しています。また、(独)航海訓練所と協力し、全国の小学校に広報チラシを配布する等、練習船一般公開について広報しました。(国交省)
- 「海の駅」の設置を推進するとともに(平成 26 年 12 月現在、全国 151 箇所)「海の駅」と地域との連携を支援し、海洋教育の普及、マリンレジャーの振興、地域の振興を図りました。また、海洋の利用調整ルール、安全対策、環境保全等について周知・啓発活動を実施し、ミニボートの安全対策として、ミニボート利用者向けの安全マニュアルを用いた安全講習会を行いました。(国交省)
- 平成 25 年 5 月に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」の対策効果を検証するため、平成 26 年度に港湾・河川・漁港の三水域合同による「プレジャーボート全国実態調査」を実施しました。(国交省)
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構が毎年開催している全国の児童を対象とした「ハガキにかこう海洋の夢コンテスト」が平成 26 年度に第 17 回をむかえ、22,780 点の作品の応募がありました。また、入賞者全員を海洋調査船の体験乗船に招待

<sup>9</sup> 「海の仕事.com」 <http://www.uminoshigoto.com/>



しました。(文科省)

- 自然環境の保全、地域における観光の振興に重要な意義を有するエコツーリズムを推進するプログラムやルール作り等に取り組む地域への支援や、エコツーリズムガイド等の人材育成を行いました。(環境省)
- 国立研究開発法人水産総合研究センターによる「水産技術交流プラザ」、東京海洋大学による「水産海洋プラットフォーム」などの継続開催により、産学官の連携に努めました。また、独立行政法人等において、特許情報等の公開、刊行物の発行やインターネット等を通じた広報活動、公開セミナー等の開催などにより広く一般の方への情報発信に努めました。(農水省)